

育休を気兼ねなくとって

ほしいけれど

周囲の労働者の負担

が気になるなあ

そんな中小企業事業主の皆さまへ
必見の助成金があります！

ママ・パパの業務を代わりに支える労働者も安心の

育休中等 業務代替支援 コース

を使ってみませんか？

事業主は労働者の仕事と育児の両立において、課題や悩みを抱えています

事業主に聞いた《両立の障壁》

「代替要員の確保が難しく、周囲の人の業務が増えた」



「子育て中の人に対する不公平感がある」



出典：仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業（令和4年度厚生労働省委託事業）企業調査より作成

こんな悩みを解決するために、以下の2つの方法を使う中小企業事業主のみなさまを両立支援等助成金でサポートいたします！

1

不公平感をなくすため、育休取得者等の業務を代わりに行う労働者に

手当支給

したい！

そんなあなたは裏面の

手当支給等

をチェック！

2

業務を引き継ぐ人を派遣で受け入れるか

新規雇用

で採用したい！

そんなあなたは裏面の

新規雇用

をチェック！

手当支給等

新規雇用

をした際に助成金が支給されます

① 手当支給等

育休取得者の業務を代わりに行う労働者へ

手当を支給すると

業務体制整備として 支給した手当の
A 6万円 + **B 3/4の額**
*コンサルを委託した場合 最大20万円 (上限/月10万円)
→ 最大140万円
(うち最大30万円を先行支給)

主な要件

- ✓ 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- ✓ 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- ✓ 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- ✓ 業務を代替する労働者への手当支給等（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者へ

手当を支給すると

業務体制整備として 支給した手当の
A 3万円 + **B 3/4の額**
*コンサルを委託した場合 最大20万円 (上限/月3万円)
→ 最大128万円
(うち最大23万円を先行支給)

主な要件

- ✓ 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- ✓ 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- ✓ 対象労働者が**短時間勤務制度を1か月以上**利用し、支給申請日まで継続雇用
- ✓ 業務を代替する労働者への手当支給等（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

② 新規雇用

育休取得者の業務を代わりに行う人を

新規雇用すると

業務を代替した期間に応じて
7日以上14日未満 **6か月以上**
9万円 ~ 67.5万円

主な要件

- ✓ 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- ✓ 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- ✓ 代替要員が育児休業中に業務を代替（業務代替期間に応じ、助成金支給額が変動）

※ 手当支給等（育児休業）、手当支給等（短時間勤務）、新規雇用（育児休業）はすべて合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

本コースは両立支援等助成金の他のコースともあわせて受給できます。

育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを作成しプランに基づいて3か月以上
育休を取得させた場合 **30万円**
 育休を取得した労働者を
職場復帰させた場合 **30万円**

出生時両立支援コース

第1種 **第2種**
 出生後8週間に連続5日以上
 男性育休を取得させた場合 **20万円**
2、3人目は10万円
 育休取得率が30%以上UP
 して50%以上となった場合 **60万円**

▼ 電子申請

両立支援等助成金は、雇用関係助成金ポータルから電子申請が可能です。
 支給申請書や記載例は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
 詳細な支給要件や手続き、申請期間については厚生労働省のホームページを
 ご参照いただくか、北海道労働局雇用環境・均等部へお問い合わせ下さい。



▼ 助成金HP



担当：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

011-788-7874

〒060-8566
 北海道札幌市北区北8西2-1-1
 札幌第1合同庁舎9F